

会長	副会長		部長	
		富	岡 部	建 設 委 員 會 大 内
次長・議長		課員	担当	
北 原	松	鈴 木	吉 田 芳 根	関

茨城県建設産業団体連合会

会長 岡 部 英 男 殿



監第 1172号
平成29年3月30日

茨城県土木部長



茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）及び茨城県
建設コンサルタント業務執行規則（平成8年茨城県規則第19号）の
一部改正について（通知）

このことについて、別添のとおり一部改正いたしましたので、参考送付します。

(添付)

- ① 各新旧条文対照表
- ② 各規則全文

茨城県建設工事執行規則 新旧条文対照表

新	旧
様式第2号(第8条第1項)	様式第2号(第8条第1項)
(前金払)	(前金払)
第34条 略	第34条 略
2～8	2～8 略
9 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。	9 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
(履行遅滞の場合における損害金等)	(履行遅滞の場合における損害金等)
第45条 略	第45条 略
2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額とする。	2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額とする。
3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合には、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。	3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合には、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
(発注者の解除権)	(発注者の解除権)
第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。	第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略
<u>【削除】</u>	<u>2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければな</u>

新	旧
<p>【削除】</p> <p>らない。</p> <p>3 第1項（第6号を除く。）の規定により、この契約が解除された場合において、 第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている ときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて前項の違約金に充當するこ とができる。</p> <p>【新規】</p> <p>（契約が解除された場合等の違約金）</p> <p>第46条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額 の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければ ならない。</p> <p>(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合</p> <p>(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によつて受 注者の債務について履行不能となつた場合</p> <p>2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</p> <p>(1) 受注者について破産手続が開始された場合における破産管財人</p> <p>(2) 受注者について更生手続が開始された場合における管財人</p> <p>(3) 受注者について再生手続が開始された場合における再生債務者等（民事再生法 （平成11年法律第225号）第2条第2号に規定する再生債務者等をいう。）</p> <p>3 第1項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）に おいて、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行わ れているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて同項の違約金に充當する ことができる。</p>	

		新	旧
	(談合その他不正行為による解除)		(談合その他の不正行為による解除)
第46条の3	発注者は、受注者(受注者が共同企業体の場合はその構成員を含む。以下この条において同じ。)がこの契約に関する、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。	第46条の2	発注者は、受注者(受注者が共同企業体の場合はその構成員を含む。以下の条において同じ。)がこの契約に関する、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。
(1)～(4) 略		(1)～(4) 略	前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による契約の解除の場合に準用する。
2 前条	の規定は、前項の規定による契約の解除の場合に準用する。	2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による契約の解除の場合に準用する。	第47条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第46条 及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができます。
	2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。		2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
	(解除に伴う措置)		(解除に伴う措置)
第49条	略	第49条	略
2		2	
3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があつたときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条又は第46条の3の規定によるとき(第46条の2第2項各号に掲げる者がこの契約を解除したときを含む。)において同じ。)にあつては、その余剩額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.7ペーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにおいては、その余剩額を発注者に返還しなければならない。	3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があつたときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条又は第46条の2の規定によるとき(第46条の2第2項各号に掲げる者がこの契約を解除したときを含む。)において同じ。)にあつては、その余剩額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.8ペーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにおいては、その余剩額を発注者に返還しなければならない。		

4～7 略

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条又は第46条の3の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聽いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聽いて定めるものとする。

(賠償の予定)

第49条の2 受注者は、受注者がこの契約に関するべき措置の期限、方法等については、この契約を解除するか否かを問わず、また、工事の完了の前後を問わず、請負代金額の100分の15に相当する額の賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当した場合であつて、排除措置命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する請負代金額の100分の15に相当する額の賠償金に代えて、請負代金額の100分の20に相当する額の賠償金を発注者に支払わなければならない。

(1) 第46条の3第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定があるとき。

(2) 第46条の3第1項第4号に規定する確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになつたとき。

(3) 略

3及び4 略

4～7 略

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条又は第46条の2の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聽いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聽いて定めるものとする。

(賠償の予定)

第49条の2 受注者は、受注者がこの契約に関するべき措置の期限、方法等については、この契約を解除するか否かを問わず、また、工事の完了の前後を問わず、請負代金額の100分の15に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当した場合であつて、排除措置命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する請負代金額の100分の15に相当する額の賠償金に代えて、請負代金額の100分の20に相当する額の賠償金を発注者に支払わなければならない。

(1) 第46条の2第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2) 第46条の2第1項第4号に規定する確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになつたとき。

(3) 略

3及び4 略

新	日
(賠償金等の徴収)	(賠償金等の徴収)
<p>第 51 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額の支払の日まで年<u>2.7パーセント</u>の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年<u>2.7パーセント</u>の割合で計算した額の延滞金を徴収する。</p>	<p>第 51 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払ないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額の支払の日まで年<u>2.8パーセント</u>の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年<u>2.8パーセント</u>の割合で計算した額の延滞金を徴収する。</p>